

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から53年3月まで

私は、昭和53年から54年ごろに国民年金保険料特例納付制度があることを知り、55年6月ごろに妻の国民年金保険料と一緒に二人分を併せて50万円ぐらいの保険料を特例納付したが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を特例納付したとしている申立期間（昭和47年12月から53年3月まで）は、第3回目の特例納付の実施対象期間中であり、当該期間において、申立人は強制加入被保険者であったことから、特例納付により保険料を納付することが可能であった。

また、申立人は、特例納付制度があることを知り、国民年金の加入手続を行い、申立人及び申立人の妻の二人分の国民年金保険料50万円ぐらいを昭和55年6月ごろに特例納付したとしており、申立ての保険料額は申立期間に係る特例納付に要する保険料額とおおむね一致するほか、申立人の妻名義の普通預金口座（総合口座）の「預金口座取引明細表」により、55年6月中に50万円ぐらを出金したことが確認できる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和59年7月14日、資格喪失日は同年9月21日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から59年9月21日まで

私は申立期間について、B旅館で調理師として働いていた。正確な会社名はよく判らないが、C社だったと思う。同じ仕事をしていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には加入記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については、A社に在籍していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名で生年月日が2年異なる（月日は同一）被保険者の記録があり、資格取得日が昭和59年7月14日、標準報酬月額が20万円、資格喪失日が同年9月21日と記載されている。

さらに、当該被保険者の厚生年金保険記号番号による加入記録は当該期間のみであり、同記録は被保険者の存在が確認できない厚生年金保険の未統合記録であるが、申立人が記憶する同僚の被保険者記録から見て、同記録は申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に該当するものと判断することができる。

一方、申立期間のうち、昭和57年2月から59年7月13日までの期間については、社会保険事務所が保管するC社及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について確認したが、申立期間の資格取得者の中に、申立人の名前は見当たらない。

また、C社及びA社のいずれも、平成10年4月には厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和59年7月14日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

なお、昭和59年7月14日から同年9月21日までの期間の標準報酬月額については、統合する厚生年金保険被保険者記録から20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月30日から同年5月10日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について、記録が無いことが判明した。しかし、私は、昭和2年3月1日にA銀行に入社してから40年4月22日に退職するまで継続して勤務しており、納得できない。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA銀行に継続して勤務し(同行C支店から同行B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A銀行B支店における昭和27年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月25日から同年12月25日まで
私は昭和38年11月25日に辞令を受け、A社B支店へ異動した。しかし、社会保険庁の記録では、同年12月25日が資格取得日となっており、申立期間についての記録が無い。入社から定年退職までA社に正社員として、空白も無く継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録台帳、経歴書、雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和38年11月25日に同社C支店から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和38年12月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成12年4月1日、資格喪失日が17年7月1日とされ、当該期間のうち、17年6月30日から同年7月1日までは、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における資格喪失日を、17年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日から同年7月1日まで

私は、A事業所へ平成12年4月1日から17年6月30日まで溶接工として勤務しており、所持している給与明細書からも17年6月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。17年6月の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成12年4月1日、資格喪失日は、当該事業主が20年10月に被保険者資格の喪失届の訂正届を提出したことにより、資格喪失日が17年6月30日から同年7月1日とされた。ただし、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、上記期間についての年金記録の訂正を求めているものであるが、申立人が所持する給与明細書及び当該事業所が

所持する賃金台帳より、当該期間について、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料（19,508円 標準報酬月額が28万円）が控除されていることが確認できる。

また、事業主も、申立人の被保険者資格喪失年月日を誤って届けたとし、訂正届を行っており、申立人に係る平成17年6月分の保険料については未納と認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の平成17年6月30日から同年7月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者として事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額は、申立人の所持する給与明細書の保険料控除額及び社会保険事務所の平成17年5月の申立人の標準報酬月額の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を平成17年7月1日と届け出るべきところを同年6月30日として届け出たと事務手続の誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと判断できる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 47 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 3 月に A 事業所に入社し、63 年 4 月 1 日付けで B 事業所（A 事業所の子会社）の C 本部直轄事業部の部長として異動した。平成 14 年 4 月 1 日付けで B 事業所を退職するまで両社において切れ目無く継続して勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和 63 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立事業所が保管する人事カードにより、申立人が昭和 63 年 4 月 1 日付けで本社営業本部直轄部長から C 本部直轄事業部長に異動したことを確認できることから、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立てに係る事業所は、「申立人の昭和 63 年 4 月 1 日の資格喪失は退職ではなく転勤によるものであり、人事記録から判断して申立期間において退職の履歴は一切無い。申立てのとおり記録を訂正してほしい。」としている。

さらに、B グループ厚生年金基金が保管している申立人に係る厚生年金基金加入員台帳には、申立人は「昭和 63 年 4 月 1 日に事業所異動により資格を喪失し、同日付けで異動後の事業所において資格を取得した」旨が記録されている。

加えて、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険の資格の得喪の届出書は複

写式で厚生年金基金の資格の得喪の届出書と一体のものであったとしており、厚生年金基金に提出された届出書と同一のものが社会保険事務所に提出されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 63 年 4 月 1 日に申立人が同社において、被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員台帳の記録及び社会保険庁のオンライン記録（申立期間前後の申立人に係る標準報酬月額）から、47 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から 39 年 2 月 20 日まで
② 昭和 39 年 5 月 15 日から 41 年 4 月 26 日まで

自分の年金受給の手続をしたとき、2社については脱退手当金が支給されている、との回答がありそのまま信じていましたが、今回年金問題が公になったので思い返すと、私は脱退届を提出した記憶も、脱退手当金を受け取った覚えもありません。

あの当時は、女性は退職した後、強制的に脱退した形になっているのではないかと思います。

私は受け取っていないので、厚生年金保険の期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年9か月後の昭和43年1月24日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考えられない。

また、申立人の申立てに係る事業所の厚生年金保険健康保険被保険者原票に、脱退手当金支給を示す「脱」表示が無い。

さらに、申立てに係る事業所では、「申立期間当時から社会保険関係事務を委託しているため事業所で脱退手当金を請求することは無い。」と回答しており、当該事業所の社会保険関係事務を申立期間当時から現在まで継続して受託している社会保険労務士事務所では、「脱退手当金請求自体を取り扱ったことがない。」としている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年6月まで
私は平成4年3月にA社を退職した後、妻が国民年金の加入手続をし、再就職までの間は国民年金保険料を納付した。その期間が未納となっていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は平成8年12月以降と推認されることから、4年3月に退職した時期に国民年金加入手続を行ったとするのは不自然であり、国民年金記号番号が払い出された時期からすると申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の妻が平成8年12月13日に第3号被保険者特例措置該当期間登録届出書を旧B町役場に提出し、その届出を契機に申立期間に対応する妻の期間が未納期間(第1号被保険者)であると記録されたとみられることから、申立人の妻が申立期間当初に申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付状況に係る申立人の妻の記憶は明確でない上、申立人が保険料を納付していたことを推認させる関係者などの供述が得られず、さらに申立人が現在保有している国民年金記号番号とは別の国民年金記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 10 月 22 日から 25 年 3 月 31 日まで
昭和 21 年 4 月に A 社に入社後、B 市の駐留軍兵舎の工事に 2 年間従事し、その後 C 市の兵舎工事に 2 年間従事したが会社は倒産した。
60 年も前のことで物証は無いが、勤めたことは確かなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳、社会保険事務所が保管する厚生年金手帳記号番号払出簿及び申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が申立ての事業所において、当該事業所が適用事業所となった昭和 22 年 8 月 1 日に資格取得し、23 年 10 月 22 日に資格喪失とされていることが確認でき、これらの記録は一致している。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、同事業所の被保険者名簿では、申立期間について健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立ての事業所は昭和 24 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人と同時期に資格喪失している同僚に聴取したところ、当該事業所は 23 年 10 月には実質的に倒産し、現場従業員の多くがこの時期に退職したと供述している上、申立人に聴取したところ、申立人は 24 年 4 月には大学に入学していることが判明しており、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 28 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に平成 13 年 6 月末日まで勤務したが、6 月 27 日付けの退職扱いになっていることに、ねんきん特別便の記録を見て気づいた。6 月分の厚生年金保険料が引かれていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、申立ての事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人は、平成 12 年 11 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、13 年 6 月 28 日に資格を喪失していることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が居住する市から提出された平成 14 年度分の住民税課税基礎資料の「⑭給与支払報告書」には、申立人の申立ての事業所における社会保険料控除額は 23 万 65 円と記載されており、社会保険庁のオンライン記録及び「標準報酬決定通知書」による標準報酬月額で当該控除額を試算すると、5 か月分(1 月から 5 月まで)の社会保険料に相当することが確認でき、申立期間である平成 13 年 6 月分の厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

加えて、申立人は、申立ての事業所における雇用保険の加入記録は無く、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで
平成 8 年 2 月 29 日まで申立事業所に在籍し仕事をしていたので、退職年月日は同年 2 月 29 日で、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は翌日の同年 3 月 1 日となる。
事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、平成 8 年 2 月が厚生年金保険被保険者でないことに納得できない。
厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成 8 年 3 月 1 日に訂正し、申立期間当時、私が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所に勤務していたことは、申立人の雇用保険の記録及び申立事業所の在職期間証明書等から確認できる。

しかしながら、申立期間については、申立事業所が提出した申立人に係る社員カード、在職期間証明書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の副本及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）には、いずれも離職年月日は平成 8 年 2 月 28 日と記載されており、申立内容に係る事実を確認することができない。

また、申立事業所における申立人に係る雇用保険被保険者の加入記録においても、申立事業所における離職年月日は平成 8 年 2 月 28 日であることが確認でき、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月から 31 年 4 月まで
(A 事業所)
② 昭和 40 年 11 月から 41 年 2 月まで
(B 事業所)

私は、A 事業所を退社後すぐに C 事業所に入所したが、その間の月日が空
きすぎていることに納得いかない。

また、倒産した B 事業所に 2 か月ぐらい勤務したと記憶しているが、厚
生年金保険の加入記録が無いことに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の
氏名は確認できるが、被保険者名簿に記載されている 6 名の内、申立人を含
め従業員 4 名は、昭和 29 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失し、残り 2 名は同
年 6 月 1 日以前に被保険者資格を喪失している。

また、申立事業所は、当時の関係書類が保管されていないことから当時の
状況は不明であるとし、当時の事業主も既に他界していることから、申立人
に係る当時の厚生年金保険料控除や勤務実態について供述を得ることができ
ない。

さらに、元同僚からは申立人に係る当時の厚生年金保険料控除等について、
具体的な供述を得ることができない上、厚生年金保険料を事業主により給与
から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②については、申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人
が 2 か月ぐらい勤務したとする供述どおり、申立人が申立事業所に勤務して
いたことは確認できるが、申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人
の氏名が無い上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事
実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立事業所は既に廃業して、当時の事業主も既に他界しており、申
立事業所の事業主の妻からは、申立人に係る当時の厚生年金保険料控除や勤

務実態について供述を得ることができない。

さらに、申立人は申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶は無く、申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月ごろから 61 年 3 月ごろまで

私は、職業安定所の紹介で昭和 60 年 1 月ごろに A 事業所に入社し、61 年 3 月ごろに退職するまで営業職として働いた。また、退職時に、失業保険給付を受けており、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書等)は無い上、申立人は、申立期間において、給与から当該保険料が控除されていたか否かについて確認していないとしている。

また、申立事業所は、「申立人は臨時雇用の社員であり、申立人について社会保険への加入手続及び保険料の納付を行っておらず、申立人の給与から保険料の控除もしていない」としており、申立事業所が保管する「昭和 60 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立事業所を退職した後に失業保険給付を受けていたとしているが、申立期間に係る申立人の雇用保険の被保険者資格取得の記録は無く、失業保険給付に係る申立人の記憶は曖昧であると推測できる。

加えて、社会保険事務所の申立事業所に係る被保険者名簿(オンライン記録)に、申立人の厚生年金保険の被保険者としての記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 62 年 2 月 2 日まで

私は、申立期間当時、A市にあったB事業所において溶接工として勤務していた。当該事業所に入社した当時から給料は 27 万円から 30 万円だったと記憶している。

しかし、申立期間に係る標準報酬月額の記録は、当時の給料に比べ低い金額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、申立期間当時の資料は既に廃棄済みであり詳細は不明と回答している上、申立人が申立期間当時一緒に勤務したとする同僚に聴取しても、申立期間に係る申立人の給料、標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額などを確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額は一致していることから社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然さはない。

さらに、申立事業所において申立人と同日に資格取得している事業主と親族関係のない同僚3名について、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額及び申立人の当該事業所における最後の定時決定が行われた昭和 61 年 10 月 1 日の標準報酬月額の記録を比較してみても、申立人の標準報酬月額のみが不合理である事情はない。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無く、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及周辺事情

も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 564 (事案 354 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和25年11月1日から29年10月15日まで

私は、昭和25年11月にA事業所に入社し、体調を崩したため29年10月に退職し実家に戻った。

社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が昭和30年3月27日に支給されたことになっているが、当時は脱退手当金のことも知らず、請求した記憶も無く、受け取った覚えも無い。また、脱退手当金の支給時には、結婚のため実家のある住所地を離れており脱退手当金を受け取ることはできず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を示す記録があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和30年3月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、ii) 申立人は、申立ての事業所を退職した際の手続などについての記憶が明らかではないなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこととして、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から脱退手当金を受給していないことを示す新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 5 日から 28 年 2 月 12 日まで

私は、A事業所に、昭和 27 年 8 月 5 日に入社し、28 年 2 月 12 日まで溶接工として勤務していた。また、この間、A事業所に勤務したことを記載している日記を保管している。

申立期間当時、当該事業所から健康保険証を受け取り、病院にも通った記憶があり、申立期間について厚生年金保険被保険者としての記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している日記及び申立人が当該日記に記している同僚の一部の者は、社会保険事務所が保管するA事業所に係る被保険者名簿に記録があることなどから、申立人がA事業所に勤務していたことは推測できるが、当該被保険者名簿に申立人の記録は無く、申立期間に係る健康保険の番号に欠番も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A事業所は平成 14 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡しているため、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない上、同時期に入社した同僚からも申立人が当該事業所に勤務していたことや、当時、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことも確認できなかった。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
私は、脱退手当金を受けたことになっているが全く記憶にありません。
A社か個人の私に支払ったのか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性 26 人のうち申立人を含む 9 人が脱退手当金を受給したことが確認でき、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 1 か月から 6 か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、社会保険事務所の保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱支給済」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 2 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所に照会したところ、昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの期間が厚生年金保険に未加入となっていた。

上記期間は、A社において勤務していたので、未加入とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた給与支給明細書及び申立事業所が保管していた退職者名簿、失業保険台帳により、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたことは確認することができる。

しかし、社会保険事務所に保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立期間について申立人の氏名は無く、申立事業所が保管している厚生年金保険被保険者台帳においても申立人の氏名は無い。

また、申立人が所持していた給与支給明細書では、「共済組合掛金」という項目で掛金が控除されているものの、「厚生（年金）保険料」という項目では保険料は控除されていない。この点について、申立事業所では「申立人は共済組合制度加入の事業所からの出向者であり、出向元に共済組合員資格の有無を確認したところ、出向元から申立人は申立期間当時、共済組合継続長期組合員として資格取得していたと回答があった。」と説明している。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。